

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から同年12月まで

私は、結婚して家業を継ぐことになったため、会社を退職後の昭和50年9月頃、父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母親が婦人会の集金を通じて納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後に係る国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、昭和39年4月以降60歳になるまで未納は無く、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金に係る受付年月日は、昭和50年11月18日と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、この日に行われたものと推認され、当該時点においては申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することが可能であったところ、申立人は、申立期間直後の51年1月以後の保険料について、申立人と共に納付していたとする申立人の父親と同日に現年度納付していることが確認でき、保険料納付意識の高さを踏まえれば、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までの期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年8月及び同年9月は32万円、57年8月及び同年9月は34万円、平成2年4月から同年6月までは38万円、3年4月から同年6月までは44万円、6年5月から同年7月までは53万円、9年1月から同年6月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和57年4月1日から同年10月1日まで  
③ 平成2年4月1日から同年7月1日まで  
④ 平成3年4月1日から同年7月1日まで  
⑤ 平成6年5月1日から同年8月1日まで  
⑥ 平成9年1月1日から同年7月1日まで

日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載された申立期間の標準報酬月額に誤りがあるので、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく

標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和56年8月及び同年9月、申立期間②のうち、57年8月及び同年9月並びに申立期間③から⑥までの期間については、申立人から提出されたA株式会社の給料台帳により、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給料台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間①のうち、昭和56年8月及び同年9月については32万円、申立期間②のうち、57年8月及び同年9月については34万円、申立期間③については38万円、申立期間④については44万円、申立期間⑤については53万円及び申立期間⑥については59万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類は残されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料台帳で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、上記のA株式会社の給料台帳により、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年4月から同年7月までの期間及び申立期間②のうち、57年4月から同年7月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 京都厚生年金 事案 2697

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和53年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月7日から53年1月7日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間は株式会社A（現在は、株式会社B）のCセンターに勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する申立人の社員台帳、A企業年金基金の記録、同事業所への照会に対する回答、及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務（昭和53年1月7日に同社Cセンターから同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人の資格喪失日は昭和52年1月7日となっているが、A企業年金基金の記録における申立人の資格喪失日は53年1月7日となっており、当該事業所では申立期間当時、複写式の届出用紙を使用しており、社会保険事務所への届出は、当該企業年金基金に提出されたものと同一のものを提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 53 年 1 月 7 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A企業年金基金の記録及び株式会社AのCセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 51 年 12 月の記録から、32 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年7月27日は29万円、同年12月22日は29万円、19年7月27日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月27日  
② 平成18年12月22日  
③ 平成19年7月27日

平成12年12月1日から19年11月3日の間、A株式会社に勤務しており、この間賞与が支給され保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）に平成18年7月、平成18年12月、平成19年7月分の賞与の記録が無いので調査の上、記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る「賞与支給控除一覧表」から、申立人は、当該期間に同社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の「賞与支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は29万円、申立期間②は29万円、申立期間③は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に

提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年7月27日は21万5,000円、同年12月22日は22万円、19年7月27日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月27日  
② 平成18年12月22日  
③ 平成19年7月27日

平成16年4月1日から19年9月7日の間、A株式会社に勤務しており、この間賞与が支給され保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）に平成18年7月、平成18年12月、平成19年7月分の賞与の記録が無いので調査の上、記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る「賞与支給控除一覧表」から、申立人は、当該期間に同社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の「賞与支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に

提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 京都厚生年金 事案 2700

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成16年9月から17年6月までを62万円、同年7月を59万円、同年8月を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで

A社Bセンターに勤務している期間のうち、申立期間における標準報酬月額が56万円になっているが、実際の標準報酬月額は62万円のはずである。調査の上、正しい標準報酬月額に記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社Bセンターが保管する申立人の給与明細書(控)及び賃金台帳に記載されている報酬月額及び保険料控除額から、平成16年9月から17年6月までは62万円、同年7月は59万円、同年8月は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する申立人に係る平成16年の健康保険厚生年金保険被保

険者標準報酬決定通知書及び当該事業所が加入しているA社厚生年金基金が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届において、同年9月の定時決定後の標準報酬月額が56万円と記載されていることから、事業主は、給与明細書(控)及び賃金台帳で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年3月まで  
昭和50年4月頃、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も定期的に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に申立人の母親が、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、同年4月28日に国民年金に加入していることが確認できることから、この日に、申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和56年4月中であれば、申立期間のうち、55年4月から56年3月までの国民年金保険料は、現年度納付が可能であるが、国民年金収滞納リストでは当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和55年3月以前の国民年金保険料は、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、過年度納付は可能であるものの、申立人からは、遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日が、昭和50年\*月\*日と記載されていることを挙げているが、この日付は保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であり、この日以降の保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月、10年3月、同年6月、11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月  
② 平成10年3月  
③ 平成10年6月  
④ 平成11年2月及び3月

平成8年7月頃に母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親自身の分と併せて、私、長兄及び次兄4人分を前納してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年7月頃にその母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親自身の分と申立人の長兄及び次兄分とを併せて前納してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金加入期間について、20歳になった平成8年\*月の国民年金保険料を同年8月5日に納付して以降、申立期間①から④を除き、月ごとに現年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間①から④の保険料を前納していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間当時、申立人の母親は、国民年金保険料の納付行為を要しない国民年金の第3号被保険者であり、申立人の次兄については、申立人と同様、月ごとに保険料を納付していることが確認できるものの、その納付日全てが申立人とは相違していることがオンライン記録により確認で

きることから、申立人家族は納付行動を異にしていたものと考えられ、この点においても申立内容とは符合しない上、申立期間①から④の納付書は、いずれも月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として入力されることから、納付記録全てが漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①から④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの期間及び同年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から9年3月まで  
② 平成9年4月から11年3月まで

平成16年に未納の国民年金保険料の請求が届き、10年遡って納付できるとのことだったので、母親が、20歳からの保険料全てを姉の保険料およそ17万円と一緒に50万円程度を納付してくれた。申立期間①は免除、申立期間②は未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年に、その母親が申立人の姉の国民年金保険料およそ17万円と申立人の申立期間直前の保険料並びに申立期間①及び②の保険料として、合わせて50万円程度を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申請免除期間の国民年金保険料を納付するには、追納申込みを行った上、国庫金納付書の交付を受ける必要があり、申立期間①直前の平成6年6月から7年3月までの申請免除期間については、申立人の主張どおり、16年5月10日に追納申込みが行われ、同年同月20日に追納されていることがオンライン記録により確認できるものの、同様に申請免除期間である申立期間①について、当該申込みがなされた形跡は見当たらない。

また、未納とされている申立期間②について、未納の国民年金保険料の納付時効は2年であることから、申立人が納付したと主張する平成16年の

時点では、既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間を含めて納付したとする国民年金保険料およそ 50 万円のうち、保険料納付が確認できる申立人の姉の保険料およそ 17 万円を引いた額は 33 万円程度となり、申立人の母親は、申立期間①、②及び申立期間直前の平成 6 年 6 月から 7 年 3 月までの期間の保険料として 33 万程度納付したこととなるが、当該期間の保険料額は 80 万円を優に超える（平成 6 年 6 月から 7 年 3 月までの追納保険料 16 万 800 円、申立期間①の追納保険料 38 万 5,080 円、申立期間②の定額保険料 31 万 3,200 円、合計 85 万 9,080 円）ことから、申立内容とは符合しない上、申立期間当時の国庫金納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間①及び②の保険料納付記録全てが漏れるとは考え難い。

なお、申立人が所持する社会保険事務所（当時）が発送した「国民年金保険料の納付額のお知らせ」では、平成 16 年に納付した申立人の国民年金保険料額は 29 万 3,800 円、同年に納付した申立人の姉の保険料額は 17 万 6,880 円であることが確認でき、申立人の母親は、同年に申立人及び申立人の姉の保険料として合計 47 万 680 円を納付しており、50 万円程度納付したとする申立内容とおおむね整合する。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月

私は、昭和59年7月10日に勤めていた会社を退職し、同年7月12日に別の会社に就職したため、同年7月11日の1日間、厚生年金保険の被保険者資格を失った。その1日について国民年金に加入しなければ年金受給に不利になると思い、国民年金保険料を納付した。国民年金の加入手続きや保険料納付は妻が行ってくれており、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、申立人が平成13年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に加入したことに伴い、14年1月23日に追加されたものであることがオンライン記録により確認でき、この処理がなされるまで申立期間は、国民年金に未加入の期間である上、追加時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで  
② 昭和56年8月及び同年9月

私は、昭和56年10月に入社したA(株)の経理担当者から、「厚生年金保険に加入する際、国民年金の番号も取得して、年金手帳に書いておいたので、後で国民年金保険料を納付するように。」と言われた。まもなく、納付書が送付され、B県C市役所D支所に在る銀行窓口で申立期間①及び②の保険料を納付したのに、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月頃、A(株)の経理担当者が国民年金の加入手続きを行ってくれたので、申立期間①及び②の国民年金保険料をC市役所D支所の銀行窓口で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成2年4月頃払い出されていることが推認できる上、C市の国民年金被保険者名簿において、資格取得日は昭和56年4月29日と記載され、資格取得の原因等欄には、「2.4.13 厚年」の押印が見られることから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失を理由として、平成2年4月13日に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、遡及納付が可能で

あった昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を、同年 5 月 7 日から順次過年度納付していることが C 市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間①及び②は、既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B 県内全てを対象に旧姓の「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から平成元年 7 月まで

私は 18 歳の頃から実家の店で働き始め、20 歳になった時、父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を A 組合を通じて納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、18 歳の頃から実家の店で働き始め、20 歳になった時、申立人の父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を A 組合を通じて納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成 9 年 1 月 1 日付けで基礎年金番号が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は認められないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、平成 22 年 11 月 12 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、同日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、このことは、B 市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立期間は、申立人が登録されておらず、同市では被保険者として管理されていなかったこととも整合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかつたものと考えられる。

なお、A組合では、同組合設立当初から国民年金保険料の徴収は行っていなかったとしている。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に「D（漢字）」、「E（カナ）」、及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの期間、同年5月から46年3月までの期間及び同年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年2月まで  
② 昭和45年5月から46年3月まで  
③ 昭和46年4月から55年3月まで

私は、会社を退職した際、国民年金の加入手続をするように言われていたため、しばらくして国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、義務だと信じて2か月に一度、自宅に来た集金人に複写式の納付書により国民年金保険料を納付していた。保険料の免除申請をした記憶は無く、申立期間①及び②が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、2か月に一度、納付書により集金人に納付し、領収書を受け取っていたと主張している。

しかしながら、A市では、昭和51年3月までの国民年金保険料は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式により収納しており、この間の保険料を納付書により納付していたとする申立人の主張とは符合しない上、同市が昭和51年度以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間③のうち、昭和51年4月から55年3月までについて、申請免除期間であることを示す「メ」の表記が各月に記載されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立期間①、②及び③は、延べ 11 年度、130 か月の長期に及び、この間、行政側が管理ミスに気づかず、事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から56年6月まで  
私が20歳になった昭和46年\*月頃、亡くなった父親が国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年\*月頃、亡くなった父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和63年8月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人の父親は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和63年度から登載されていることとも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日として、昭和63年6月21日と記載され、これは、上記の国民年金収滞納リストの記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（漢字）」、「E（カナ）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年3月に大学を卒業後、母校のA大学で非常勤職員として勤務した2年間について、国民年金の加入手続を行っていなかったが、57年に問い合わせをしたところ、2年間は遡って国民年金保険料を納付できるとのことであったため、申立期間の保険料を一括納付した。年金手帳にも、申立期間が国民年金加入期間であることを示す記載があり、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年に申立期間の国民年金保険料を2年間遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成5年5月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない上、加入時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金加入直後の平成5年5月21日に、時効とならず遡及納付が可能であった3年4月から4年3月までの国民年金保険料を一括納付していることがオンライン記録により確認できることから、この遡及納付と誤認している可能性もうかがえる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間に係る資格記録が記載され

ていることを挙げているが、これは、その期間が国民年金被保険者となることを示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に旧姓「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、A大学3回生であった昭和36年4月頃、所属していた化学教室で事務官に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を事務室へ持参していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A大学3回生であった昭和36年4月頃、同大学の事務官に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は事務室へ持参し納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月にB市C区において、申立人の長兄と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所属していたA大学の化学専攻事務室では、申立期間当時を含め、事務官が国民年金保険料を徴収する取扱いは行っていないとしており、この点においても申立人の主張とは符合しない。

さらに、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間は未納とされ、申立人は、申立期間直後の昭和38年4月からB市において保険料納付を開始していることが確認でき、これは、オンライン記録とも一致している上、当時、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されてい

る申立人の長兄についても同様の納付記録が見られる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、D県内及びE県内全てを対象に旧姓の「F（漢字）」及び「G（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から53年1月までの期間及び56年1月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から53年1月まで  
② 昭和56年1月から59年11月まで

20歳になった頃に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料はA市B区の実家近くの郵便局で納付してくれていた。C市で自営業を始めていた申立期間②については、毎日来ていた銀行の担当者を通じて納付していた。国民年金と厚生年金保険の期間が300か月になった段階で納付をやめたのであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和46年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をB区の郵便局で納付してくれ、申立期間②は自身が銀行員を通じて納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和59年12月に申立人の妻と連番で払い出されていることが推認でき、申立人とその妻は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、C市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和55年9月15日であることが確認できることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかった

ものと考えられる。

なお、A市において、郵便局で国民年金保険料の現年度納付が可能となったのは、昭和63年4月以降であり、この点においても、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間②のうち、昭和56年1月から57年10月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、既に時効により納付できず、同年11月から59年3月までの保険料は、過年度納付が可能であるものの、申立人からは遡って納付したとの主張は無い上、現年度納付が可能である同年4月から同年11月までの保険料は、C市の国民年金被保険者名簿において未納であり、これは、上記の特殊台帳の記録とも一致している。

加えて、申立人の母親又は申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、婚姻を契機に昭和61年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとき、4年間遡って申立期間の国民年金保険料を納付できると言われたので、4年分を月賦で納付している。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は分割で納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金への加入手続は、A市の国民年金被保険者名簿において、「受付年月日63年5月28日」と記載されていることから、この日に行われたものと考えられ、このことは、社会保険事務所（当時）において、加入手続から通常は、数週間程度経過後に日付が記載されることとなる国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日が63年6月13日であることとも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、遡及納付が可能であった申立期間直後の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料を分割で過年度納付していることが、申立人が所持する「納付書・領収証書（国庫金）」及びA市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで  
A株式会社(現在は、B株式会社)に勤務をしていた申立期間について、標準報酬月額が下がって記録されているが、給料が下がった記憶が無いので調査をして、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社C支店は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当時加入していたD健康保険組合は、「申立期間の当健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、資料等の保存期間の経過により確認できない。」と回答している上、オンライン記録から確認できる当時の同僚 20 人に照会をしたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる、関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、D企業年金基金が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」、「平成 5 年算定基礎届」、「平成 6 年算定基礎届」及び「厚生年金基金加入員台帳」には、申立期間における平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 31 日までの標準報酬月額が 34 万円、同年 8 月 1 日から 8 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 38 万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人は、給与が下がった記憶がないとしているが、A株式会社に係るオンライン記録から確認できる申立人を含む前後 35 人の被保険者につい

て、平成4年10月の定時決定では、申立人を含む2人の標準報酬月額が下がり、5年10月の定時決定では、12人の標準報酬月額が下がっており、申立人の標準報酬月額のみが減額されている事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 7 月 5 日から平成 3 年 6 月まで

私は、昭和 35 年 4 月から 38 年 3 月まで株式会社Aに、58 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月まで有限会社Bに勤務したのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答であった。いずれの期間においても厚生年金保険料を引かれていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する株式会社Aの申立期間当時における代表者の氏名及び所在地が、閉鎖登記簿で確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aは既に廃業している上、当時の代表者及び申立人が記憶している元同僚は、所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、株式会社Aは、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録はない。

さらに、申立人は、「3年間は見習期間で、国民健康保険に加入していた。」と供述していることから、当該申立期間は、政府管掌健康保険の被保険者でなかったと考えられる。

申立期間②について、現在の有限会社Bの代表取締役等に照会したところ、

「当該事業所は休業中で当時の関連資料が無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記代表取締役は、「申立人が退職したのは、申立期間の前の昭和62年7月頃だったと思う。」と供述し、申立人を記憶している複数の同僚は、「申立人が退職した半年ほど後に後任の職人がきた。」と供述しており、申立人の業務を引継いだ後任の職人の資格取得日（昭和63年3月1日）と当該後任職人の勤務時期に関する供述がほぼ一致していることから、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

さらに、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和62年7月5日と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、有限会社Bにおける厚生年金保険の資格喪失日である昭和62年7月5日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、国民年金収滞納リストにおいても、昭和62年7月から63年3月まで保険料を現年度納付、同年4月から平成元年4月まで全額申請免除、同年5月から9月までは、11年5月7日に追納、元年10月から2年3月まで全額申請免除及び同年4月から11年6月まで現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
A株式会社（現在は、B株式会社）C支店に勤務していた期間のうち昭和 46 年 10 月分の標準報酬月額が 4 万 8,000 円と記録されているが、前月よりも下がっており、本来なら 5 万 6,000 円であるはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の等級が下がっているのは不自然である旨を申し立てているが、B株式会社に申立期間当時の給与関係資料は保管されておらず、申立期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B株式会社企業年金基金が保管する申立人に係る「異動記録情報照会リスト」の記録及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、オンライン記録どおりに昭和 46 年 10 月 1 日付けで定時決定により申立人の標準報酬月額が 5 万 2,000 円から 4 万 8,000 円に下がっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記載された健康保険整理番号 1 番から 105 番までの被保険者のうち、申立人以外に標準報酬月額が一時的に下がっている被保険者が 10 人以上確認できることから、必ずしも標準報酬月額の等級が下がっているのは不自然とは言えず、申立人の主張とは異なる。

加えて、当該元同僚に照会を行ったところ、3 人から回答があったが、いずれも標準報酬月額が下がっていることについて明確な認識が無く、当

時のA株式会社C支店における事務処理について不明である旨の回答をしている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2704 (事案 1702、1979 の再々申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 63 年 7 月 21 日まで  
第三者委員会から、昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日の 1 か月の記録訂正が認められたものの、上記申立期間について訂正は必要ないとの通知を受けた。新たな資料は無いものの、有限会社 A に勤務していたのに、年金記録が無いのは納得できないので再調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、有限会社 A が適用事業所でなかったこと、ii) 昭和 59 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間については給料支給明細書記載の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額は健康保険任意継続保険料額と一致していること、iii) 有限会社 A の親会社である株式会社 B に係る被保険者名簿において、申立人の備考欄に「任継」と記載されていることから、申立人は健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが推認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 30 日及び同年 8 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、当該申立期間の一部について給料支給明細書を所持していることから、有限会社 A に勤務していたことに相違ないこと等を理由として、当該事業所における勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべきである旨を主張している。

そこで、今回の申立てについて、前回及び前々回の調査を踏まえ、有限

会社Aの元事業主及び株式会社Bの同僚に改めて照会したところ、「申立人は申立期間に有限会社Aに継続して勤務していたと思う。」と供述している上、関連事業所である株式会社Bが保管している社員名簿において、「昭和63年7月有限会社A退社」、「雇入れ日 S63. 7. 21」と記載されていることから、申立人が申立期間に有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、上述のとおり、有限会社Aはオンライン記録において適用事業所としての記録は無く、当該事業所の関連会社である株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録によると、同社から有限会社Aに出向した同社の代表取締役も申立人と同じ昭和59年7月31日付けで株式会社Bにおける被保険者資格を喪失した後は、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人及び上記代表取締役のいずれも株式会社Bにおける離職日は、昭和59年7月30日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の妻に係る国民年金のオンライン記録によると、申立人が株式会社Bに再入社した昭和63年7月21日に厚生年金保険に加入したことにより、同日付けで第3号被保険者となっていることから、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していないことが推認できる。

加えて、有限会社Aは既に解散している上、株式会社Bには申立期間当時の賃金台帳等資料が保管されていないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 28 年 12 月 1 日まで  
昭和 20 年 10 月 1 日から A 専門学校（現在は、B 大学 C 学部）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 28 年 12 月 1 日となっており、申立期間について厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 大学が保管する申立人に係る職員台帳、申立人が提出している在職証明書、元同僚から提出された B 社報に記載されている申立人の就職年月日及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間において、当該事業所に教職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 大学の担当者は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 28 年 12 月 1 日であり、それ以前の期間については、大学教員は医師・弁護士と同様に特別職扱いとして厚生年金保険の加入対象から除外となっていたため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、学校法人 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 24 年 1 月 10 日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該被保険者名簿において申立人と同日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる 127 名についても申立人と同じく 28 年 12 月 1 日に一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得してい

ることが確認できる。

さらに、B大学が保管する昭和21年から23年までのA専門学校に係る職員名簿において、申立人と同じく教授又は助教授として区分されている職員21名について上記の被保険者名簿を確認したが、申立期間において当該21名に係る厚生年金保険の被保険者としての記録は無い。

加えて、申立人と同じく昭和28年12月1日に被保険者資格を取得している複数の元同僚に照会したが、申立人が勤務していたこと以外を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。